

投稿規程

農村計画学会

制定 1982年5月22日
最終改正 2018年6月2日

本投稿規程は農村計画学会誌（以下、本学会誌と言う。）に掲載される論文及び報告に適用される。募集要領・原稿作成要領等については、別途定める。

1. 内容

本学会誌は、1号から4号と論文特集号から構成される。

本学会誌への投稿は、農村計画に関する学術・技術についての論文及び報告とし、原則として未発表のものに限る。論文及び報告は、他学会査読付き論文等との重複投稿（同時投稿）は認められない。同様に、1号から4号と論文特集号との重複投稿（同時投稿）も認められない。

ただし、下記の(1)～(4)に該当し、内容、構成等をまとめて直したものを投稿することは差し支えない。

- (1) 本学会春期大会学術研究発表会で発表したもの、または他学会の査読無し論文として発表したもの
- (2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの
- (3) 大学紀要、研究機関の報告等で部内発表したもの
- (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究としての成果報告書

2. 投稿資格

投稿は会員に限る。

1号から4号の論文及び報告は、共著者に非会員を含むことができるが、筆頭者は会員とする。

論文特集号の論文は、筆頭者及び共著者は会員とする。

3. 原稿の種類と区分

論文（査読付）：学術的価値のあるもので、一編ごとに独立した論文としての体裁を整えているもの。長い論文を分割し、連載形式として投稿された原稿は独立したものとはみなさない。

報告（査読付）：計画・デザイン・事業などに関する事例・調査報告で、農村計画学の発展に寄与する知見を含むもの。ただし論文に準じた体裁を整えているものとし、長い論文・報告を分割し、連載形式として投稿された原稿は独立したものとはみなさない。

4. 原稿受理日・採用決定日

論文及び報告は、原稿が次項で定める担当委員会に到着した日を受付日とし、受付日以降の最も早い委員会において原稿の書式等が適切である旨が確認された日を「原稿受理日」として審査を開始する。なお、論文特集号への投稿論文の場合は、提出日時も考慮したうえで原稿受理の可否を判断する。また、審査の結果、当該原稿の本学会誌への掲載を委員会決定した日を「採用決定日」とする。

5. 審査及び採否の決定

論文及び報告の採否は、査読委員会が査読者2名の査読結果をもとに決定する。2名の査読者の採否に関する意見が異なる場合は、追加の査読者1名の査読結果を踏まえて採否を決定する。判定基準は以下の通りである。

- (1) 内容 論旨の正確性、方法の独創性、結果の独創性、資料の信頼性、調査方法の妥当性、
- (2) 表現 表題、内容説明、文献引用、用語などの適切さ、図表表題の適切さ。

6. 異議申し立て

審査の結果が「不採用」の場合で、その不採用理由に対して論文及び報告の著者に異議がある場合には、不採用通知日より4週間以内に著者はその理由を明記した書面を本学会「校閲委員会」宛に提出し、異議申し立てをすることができる。

7. 著作権

- (1) 本学会誌に掲載された論文及び報告に関する著作権は著者に帰属する。
- (2) 前項の著作権の運用については本学会が代行する。ただし、著者が本学会誌に掲載された自己の著作物を他の著作物に利用する場合にはこの限りではない。

8. 附則

この規程は2018年6月2日より施行する。